



〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-1-10 ユニ船場 405 TEL 06 (6226) 1165 代 https://yuipartners.jp

# 1 (睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	<i>20</i>
21	22	23	24	25	26	<i>27</i>
28	29	30	31			

### ワンポイント 森林環境税の導入

令和6年度から国内に住所のある個人に課税される国税で、個人住民税均等割と併せて 1人年額で1,000円徴収されます。税収は国から「森林環境譲与税」として都道府県・市町村へ配分され、間伐等の森林整備や木材の利用促進、林業を支える人材育成などへの安定的な地方財源として活用されます。

## ■ 1月の税務と労務

国 税/給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

五 税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出

1月31日

国 税/源泉徴収票の交付、提出 1月31日

国 税/12月分源泉所得税の納付 1月10日

(納期の特例を受けている事業所の7~12月

分は1月22日) 国 税/11月決算法人の確定申告

(法人税·消費税等) 1月31日

国 税/5月決算法人の中間申告 1月31日

国 税/2月、5月、8月決算法人の消費税等の

中間申告(年3回の場合) 1月31日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日 地方税/給与支払報告書の提出 1月31日

労務/労働保険料の納付(第3期分) 1月31日

(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)



用令施保見際 予和6年1 (存法は、 しを実施した改正 手 年1月 令和4 要件見 を (1日以降、 ついて、 子 年 1 危直し 電 月 を経 本格 71日に終本的な 存 的なる て、 運

でやり 子る 帳 ばなり

> ように電子データを保存 ばならない 保今 ,べき事 存対は 象になる 事項をみ المح か」の観 0) ć 0 ょ か う いきます。 点から留 | な いしなけ デー Z

# ータの保存が必要なも

は、電子データでやりとりしる場合に保存が必要となる書でのうち、紙でやりとりしている。 す。 場合 なことでしょう。これらの書は、業種・業態に応じて様送り状など、利用されている。 ※を扱 理に当たり、 たものから、契約書、 でも保存が必要になりま電子データでやりとりしたに保存が必要となる書類とでしょう。これらの書類とでしょう。これらの書類とでしょう。これらの書類 でも保 求書や領収書、 扱っていると思い当たり、沢山の 事 業者 利用されている書 いま種目 、ます。 注 積 性類の 0 文書、 業 書 ع 書務

する代 とりしてい とりしたも は、 ナ 化する必要はありません。 ヮる代わりョなどは、 な ,したもので うー、あくまで電子データでやり 紙 でやりとりしていた請求必要はありません。ただ み取り電子データ化 ŋ その書類自 たものを電子データ スマホ やスキャ 体を保存

の なく、だけが これらも保存対象となるので注 を 意が必要です。 実務 扱うことも多いと思いますが、 が保 では、次のようなデータ 存 する必要があります。 引先に送 存受 対象にてけ取っ たなる った電子デー Ł 子

- 請 1 『求書 電子メールにより受信 「や領収書のPD F ファ L た
- 書や領 ジから インターネット 収書 ダウンロード 0) デー 0) ホーム し た請 ペ 1 求
- 細 データ・交通系 クレジットカード I C 0) 利 力 1 用 ド明
- る決済データ による支払い スマートフォン データ アプ IJ 13 ょ
- 記載されたデータを利用した際の振込 イン ターネットバン 事 キン ·績等 が グ

# 2 データの保存方法

金せのつ できる必要があります。 ん。 措置」を講じなけれ いては、「改ざん防止 存 また、 取引先」でデータ 対象となる電子 原則として「日付 ばなりま デー 血のため を検 タに

は プを付与するには、います。ただし、タントを対し、タントを対し、タントを対し、アントを対している。 テムを利 残るシステムを導入 ② データの プをデー (1)といった方法が挙 ざ h してデータを保存す |正や削 付与する、 0 タイムスタン その機能を げられて ムスタン 0 同シス 歴が

費用の負担が生じます。
が残るシステムを導入するにもが残るシステムを導入するにもが残るシステムを導入しな ており、個人事業者・法人事業国税庁ホームページに掲載され事務処理規程のサンプルは、取扱いが認められています。取扱いが認められています。 取務防 こういったことから、 改ざん

ので必 Z し 者別に様式が用意されています て国 され の訂 のうち、大切なことは、①デー事務処理規程で定めるべき事 て、使用することができます。 事 ていること、 要な様式をダウンロード 情により訂 正や削除は原 ②やむを得 や削 則として禁 除 派を す

0) デ

で ĺ

ことになります (2) のれ 履歴 らのことに て理目 0) 確認 より、 作 者処正 業 の理 確担削 が 認者を 行訂 えこと 経な日

索可能 日 付 取 引 で

A の は の の は の り の 場合も、 を が必要とされていま が を が必要とされていま が が必要とされていま が を が の 場合も、 の 場合も、 ルセず、次に述べる取扱いが認められています。 イ 表計算ソフト等で索引簿を 作成し、同ソフトの検索機能 を使用してデータを検索する 方法【①図】 お データのファイ・ 規則性を は保検、存案 専用ソフトにいます。た 1付・金 額 9 3 (1) *、*ます。 用される 事

からシステム整

備 户

が間でなど

にの

金

りや

人手不足

16年1月1

日以

後に

適

(1)図】

連番	日付	金額	取引先	備考				
1	20240331	110000	株霞商店	請求書				
2	20240210	330000	国税工務店㈱	注文書				
3	20240228	330000	国税工務店㈱	領収書				
:								
49	20241217	220000	株霞商店	請求書				
50	20241227	55000	国税工務店㈱	領収書				

ダル取規

をの

検索機 に集約

能の

(能を使用してデース力し、特定のフェ

**悦務職員の要請**な検索する方法

への 2

提対

ル条のルスの

**図** 

デー オフルオ

べたこと

イ の前

ーやプリ

|引先||を入力し、特定の| |則性をもって「日付・金

受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、 内容についてはこの索引簿で管理します。

とさ 整改をて合 保 一要と 存 れ

必要はとを事 あ 前 に 学 ŋ つ従 ま税措 **にって保存** なせんが、 依務署に申 **乃務職員** 置を適 いて て、 相存 申用 当が原請 す 明

けを不 この猶し こなり、単に記れる要件に沿 7 じて います デー おく猶予措 置や検 保存に必要機能 置 ので則す る b 設タは要の で理き的る

#### (2)図】

- № 20240331\_110000\_ (株) 霞商店 .pdf
- 図 20240210\_330000\_ 国税工務店㈱ .msg
- № 20240228 330000 国税工務店(株).pdf
- 🖟 20241217\_220000\_ (株) 霞商店 .pdf

ばにす 出 する必要は一旦など 要があ ググウ 0) 予 求め 査措ん ŋ 口 など ź を があれるとの際用 す ĸ 適 0) 用

環

境

(2) 基準期間(2課税年度2) 基準期間(2課税年度があった場合に、提示・提があった場合に、提示・提があった場合に、提示・提があった場合に、提示・提があった場合に、提示・提びあった場合に、税の申外事業者の場合は、税の中外事業者の場合は、税があった場合に、税の売上高が50場合は、税の売上高が50場合は、税の売上高が50場合は、税の売上の場合によりました。 ことが よの なた の税 子 1. 務調 ダ こっ定の書面の提示・データをプリントア できるようにしてがり」にそれぞれ応 ウンロード 定の書面 査 0) 際、「一 0) 家子デ れば、 てい 度 デー た。 、 提求電税 検出め子務 以 なるる提ウと 下

(3)

【参考資料】 国税庁 「電子帳簿 保存法関係」



# 昨年は、大変お世話になり、 ありがとうございました。 本年もどろぞ宜しくお願い致します。

昨年は、人生で初めて足の骨折をしました。ギプスで固定する期間が約1ヶ月、松葉杖生活が約3ヶ月続きました。仕事での移動も制限がかかる期間が続き、日常生活を送る中で一番不便と感じた3ヶ月間でした。今まで歩けることが当たり前で生活しておりましたが、健康体で生活できる事に、日々感謝する必要があると、改めて感じさせられる期間でした。今年も健康には気を付けて過ごしていきたいと思います。

今年の1月で、ゆいパートナーズを発足して3年が経過致しました。お客様にご提供できるサービスの幅も少しずつではありますが広がってきました。これからも、通常の会計業務は勿論のこと、ご支援できる幅を広げていき、お客様のご相談・課題等のご支援に取り組んでいけるよう努めて参ります。

ここ約4年間は、新型コロナウイルス関連の融資制度及び補助金制度等が続けてありましたが、昨年の5月に「5類」に移行され、現在では政府による支援制度が落ち着き、今まで通りの経済環境に戻ってきております。コロナ融資を受けられた事業者様は、据え置き期間が経過し、これから返済が開始若しくは既に返済が始まっていることと思います。経済的に新型コロナウイルスによる影響は少なくなったものの、今後の返済負担額の増加を考えると、事業者様にとっては、向こう数年間が大事な年になってくるのではないかと思います。

その中で、インボイス制度が昨年の10月1日より導入されました。導入により、インボイス番号の取得の有無を区別して経理処理する必要があり、経理業務が煩雑になりました。インボイス制度が導入されたことにより、税務調査時の消費税申告書の確認を税務職員がどのような観点から行うか、注目が集まるところかと思います。インボイス制度以外にも、ここ数年は大きい税制改正が続いている為、今後も税制の改正には注目する必要があります。

今後も皆様の事業発展等に寄与できるよう取り組んで参りたいと思います。改めまして、本年もどうぞ宜しくお願い致します。



# 代表税理士 大 井 智 志

趣 味 運動、映画鑑賞、サウナ

 血液型
 O型

 星 座
 蠍座